

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産振興部 生産者支援課

法令名	山村振興法	法令の番号	昭和40年法律第64号	
許認可等の種類	農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定	根拠条項	第17条	
審査基準	<p>農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定については、農林水産省令（山村振興法第17条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令昭和50年4月18日農林省令第23号）により認定する。</p>			
	受付 機関 市町村	処理 機関 生産者支援課	交付 機関 市町村	標準処理期間 30日 標準経由期間 日